

平成22年1月5日
第2143号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

| | |
|-------------------------------|---|
| ○都市計画の変更による送付図書の縦覧（1～4・都市計画課） | 1 |
| ○道路区域の変更（5・鹿角地域振興局建設部） | 2 |
| ○道路の供用開始（6・平鹿地域振興局建設部） | 2 |
| 教育委員会告示 | |
| ○教育委員会会議の開催（1・教育庁総務課） | 2 |

告 示

秋田県告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画道路（3・4・10号丸子線及び8・7・2号大花地下道）の変更の総括図
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画準防火地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画公園（2・2・12号大花児童公園、2・2・20号大曲黒瀬街区公園及び2・2・21号大曲中通街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区間 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|-------|-----|--------|----------------------------|----------------------------|-----------------|----------------|
| 一般国道 | 旧 | 根瀬尾去沢線 | A | 鹿角市八幡平字浦田65番4地先から長内39番1 | 5.60～14.00 | 0.350 |
| | | | B | 鹿角市八幡平字浦田37番1地先から船ヶ沢60番2地先 | 9.70～42.50 | 0.872 |
| | 新 | 根瀬尾去沢線 | 鹿角市八幡平字浦田37番1地先から船ヶ沢60番2地先 | | 9.70～42.50 | 0.872 |

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年1月5日から同月18日まで

秋田県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年1月5日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|-------|-------------------------------|
| 県道 | 浅舞醍醐線 | 横手市平鹿町浅舞字一関向4番3地先から字道川南19番6まで |

2 供用開始の期日 平成22年1月5日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年1月5日から同月19日まで

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第1号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年1月5日

秋田県教育委員会委員長 北林真知子

1 日時

平成22年1月7日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

- (1) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- (2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則案について
- (3) その他

| | | |
|------|-----------------|--|
| 発行者 | 秋田県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話 : 018-862-8766 FAX : 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |